

STOP! コロナ差別 ～ 不安を差別につなげちゃいけない ～

コロナをおそれ、過剰な反応になっていませんか？

感染に対する不安から、自分でも気づかいうちに差別や偏見を生んでいるかもしれません。

感染のリスクは誰にでもあります。感染の拡大を防ぎコロナ差別をなくすには、一人ひとりがお互いを思いやる気持ちをもって行動することが大切です。

自分にできることを考えてみましょう。 ※「コロナ」は新型コロナウイルス感染症を指します。

医療従事者など社会を支える
仕事をしている方へ、感謝の
気持ちを忘れない。

うわさに惑わされず、
正しい情報を確認して
冷静に行動します。

自分と大切な人の命を
守るため、感染対策を
しっかりとるよ。

不安になったり悩んだりした
ときは、一人で悩まずに、身近
な人や相談窓口相談しよう。

家族や友だちとの
つながりが大切だね。



感染した方やその家族
の立場になって考えて、
自分がされて嫌なことは
しないよ。

自分の家族だったら…。相手の気持ちは…。「誰か」のことじゃない。自分のこととして考えてみましょう。

相談窓口のご案内

「これって人権侵害かも…」一人で悩んでいませんか？
まずは相談してみましょう。秘密は守られます。

佐野市困りごと・人権相談

毎月第3木曜日午後1時30分～4時(受付は3時まで)
人権擁護委員が相談をお受けします。詳しくはお問い合わせください。

問合せ先 佐野市 人権・男女共同参画課 ☎0283-61-1140

法務局(全国共通電話相談) 受付時間 平日 午前8時30分～午後5時15分

みんなの人権110番
【全国共通人権相談ダイヤル】

0570-003-110

子どもの人権110番
【いじめ、虐待など子どもの人権問題に関する専用相談電話】

0120-007-110

女性の人権ホットライン
【セクハラ、DVなど女性の人権問題に関する専用相談電話】

0570-070-810

外国語人権相談ダイヤル
【Telephone Counseling】

0570-090-911
Weekdays 9:00 through 17:00

8月は佐野市人権対策推進市民運動強調月間

12月4日～10日は佐野市人権対策推進市民運動強調週間

Human Rights

ヒューマン ライツ

「誰か」のこと じゃない。

令和3年度啓発活動重点目標～人権啓発キャッチコピー～(法務省)



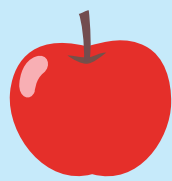
わたしたちの何気ない一言や行動が、無意識に誰かを
傷つけているかもしれません。
相手の気持ちを考えていますか？

Human Rightsとは人権のことで、人間が人間らしく生きていくために
社会に認められた、誰もが生まれながらに持っている権利です。



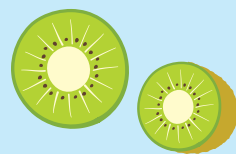
佐野ブランドキャラクターさのまる © 佐野市

佐野市・佐野市教育委員会



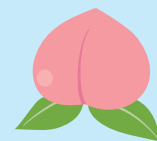
インターネットによる 人権侵害

心無い書き込みによって、相手を傷つけてしまうことがあります。また、使い方で思わぬトラブルに巻き込まれたり、名前や写真などの情報が完全に消せないなどの問題があります。



女性

家庭や職場における男女差別、配偶者・パートナーからの暴力、セクハラ、妊娠・出産等を理由とする不当な扱いなどの問題があります。



高齢者

独り暮らし高齢者の社会的孤立や身体的・心理的虐待などの問題があります。



外国人

不当な就職上の取り扱い、アパート等への入居拒否、ヘイトスピーチなどの問題があります。

※「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が平成28年6月から施行されました。



人身取引

売春や強制労働で被害者となるなどの問題があります。



部落差別(同和問題)

同和地区などと呼ばれる地域の出身や、そこに住んでいることだけで、差別を受けるような人権問題です。身近な問題として正しく理解することが必要です。

※「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28年12月から施行されました。



アイヌの人々

独自の文化や伝統を認めてもらえないことで、生活上の格差や様々な偏見の問題があります。

※「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が令和元年5月から施行されました。



子ども

いじめや体罰・児童虐待などの問題があります。



災害に伴う人権問題

被災された人々に対する偏見や差別、風評被害などの問題があります。



犯罪被害者とその家族

精神的負担や裁判に伴う経済的負担、報道によるプライバシーの侵害などがあります。

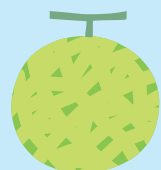
さまざまな
人権問題

誰もが自分らしく生きるために 人権について考えてみよう



性的指向及び 性自認(LGBT)

L・・・レズビアン（女性の同性愛者）
G・・・ゲイ（男性の同性愛者）
B・・・バイセクシュアル（両性愛者）
T・・・トランスジェンダー
（からだの性とこころの性が一致していない人）
周囲の人からの無理解や偏見から、生きづらさを抱えています。



感染症

新型コロナウイルス感染症、エイズ、肝炎等の感染症に対する知識や理解の不足から、社会生活の様々な場面で差別やプライバシー侵害などの問題が起きています。



障がい者

障がいのある人が職場で差別待遇を受けたり、車椅子での乗車、アパート等への入居及び店舗でのサービス等を拒否されるなどの問題があります。

※「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が平成28年4月から施行されました。



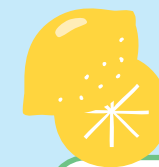
刑を終えて 出所した人

社会復帰に際して、差別や噂の流布などの問題があります。



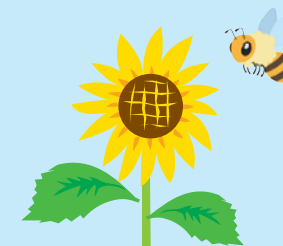
北朝鮮当局による 拉致問題

家族から引き離され、未だ帰国を実現できない被害者の問題があります。



ホームレス等生活困窮者

偏見や差別の対象になり、嫌がらせを受けるなどの問題があります。



ハンセン病患者・ 元患者・その家族

不正確な知識や思い込みによって生じる偏見や差別意識の問題があります。

学校ではトイレに行きにくい。
多目的トイレがあったらいいのに…。

制服を着るのが嫌で
学校に行きたくない。

アンケートの「男・女」どちらに
○をつければいいのかな。

表紙：令和2年度佐野市人権啓発ポスター最優秀作品

※ 学年は令和2年度時

左：影山一夏さん（赤見小5年） 右：松崎愛加さん（南中3年）